

公布された条例のあらまし

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）

1 期末手当の改定

(1) 12 月期の支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 6 月期の支給割合を 100 分の 155 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2)は平成 29 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)は平成 28 年 12 月 1 日から適用することとした。

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）

1 失業者の退職手当の適用の対象に、65 歳に達した日以後に新たに雇用される職員を加えることとした。（第 10 条関係）

2 求職活動に伴い、雇用保険法第 59 条第 1 項に規定する行為をする職員について、求職活動支援費の額に相当する額を支給の条件に従い支給することとした。（第 10 条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 44 号）

1 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第 1 条及び第 2 条関係）

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）が改正されたことに伴い、育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業の対象となる子の範囲を改めることとした。

(2) 育児休業をすることができない職員の要件を改めることとした。

(3) 同一の子について再度の育児休業及び育児短時間勤務をすることができる特別の事情を改めることとした。

(4) 児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 法が改正されたことに伴い、佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（第 3 条及び第 4 条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとした。ただし、1 (4)については平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

1 育児を行う職員の早出遅出勤務等の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、職員が現に監護するもの、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等を含むものとする事とした。

- 2 要介護者の介護をするため職員が介護休暇を請求した場合は、人事委員会規則の定めるところにより、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる期間の介護休暇を与えることができることとした。（条例第1条の規定による第24条関係）
- 3 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を定めることとした。（条例第1条の規定による第24条の2関係）
- 4 児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（条例第2条の規定による第7条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。ただし、4及び8については、平成29年4月1日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。
- 8 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例について所要の改正を行うこととした。
佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第46号）
- 1 道路交通法が改正されたことに伴い、次の(1)～(3)に掲げる事務の手数料の額を定め、(4)及び(5)に掲げる事務の手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
 - (1) 準中型自動車免許に係る試験の実施等
 - (2) 臨時認知機能検査の実施
 - (3) 臨時認知機能検査の結果に基づいて行う講習の実施
 - (4) 大型自動車免許等に係る試験の実施等
 - (5) 年齢が70歳以上の者又は年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習の実施
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成29年3月12日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）
- 1 個人番号を利用することができる事務に独自利用事務を追加することとした。（第4条及び別表第1関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
- 4 佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例及び住民基本台帳法施行条例について所要の改正を行うこととした。
佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）
- 1 期末手当の改定

- (1) 12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)
 - (2) 6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は平成29年4月1日から施行し、1(1)は平成28年12月1日から適用することとした。